

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年11月7日 12時55分ごろ
発生場所	新潟県村上市寝屋漁港南西方沖 寝屋港北防波堤灯台から真方位208°980m付近 （概位 北緯38°28.7′ 東経139°30.2′）
事故の概要	瀬渡船功晴丸は、航行中、転覆した。 功晴丸は、釣り客1人が負傷し、船外機の濡れ損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 功晴丸、0.4トン NG3-17075（漁船登録番号）、個人所有 6.39m(Lr)×1.74m×0.35m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、 平成5年3月 第220-16398号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年9月21日 免許証交付日 令和2年8月31日 （令和7年9月20日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（釣り客）
損傷	船外機に濡れ損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を収容する目的で、令和3年11月7日12時30分ごろ、寝屋漁港南西方沖の磯釣り場に向けて同漁港を出港した。 船長は、当初、14時00分ごろに釣り客を収容する予定であったが、12時00分ごろ、僚船船長から沖合に白波が立ち始めたとの情報を得て、収容時刻を早めることとした。 船長は、寝屋漁港に最も近い姉沢岩で釣り客1人を収容し、以後、

	<p>同人の協力を得て、寝屋漁港から最も離れた馬岩で1人、寝屋漁港に向けて北進しながら、黒岩で2人、長岩で2人の順にそれぞれ釣り客を収容した。</p> <p>船長は、最後の釣り客1人を収容した際、釣り客5人が前部甲板上に留まった状態で、船首部が沈み込んで乾舷が減り、凌波性*1が低下した状態となっていることに気付き、船長の左隣にいた釣り客に前部甲板上の5人の釣り客を船尾側に移動させるよう依頼した。</p> <p>前部甲板上にいた釣り客5人は、船長の指示があったものの、釣り道具が船体中央部に積み上げられ、船体が動揺するなか、両舷側とも通行しづらい状態となっていたので、後部甲板に移動することができなかった。</p> <p>船長は、本船が、このまま岩場付近に留まることが危険と思い、船首が沈み込んだ状態で岩場を後進で離れ、船首を東方に向けて帰港を開始した直後、右舷船首方から波高約1.5mの波が直接前部甲板上に打ち込んで右舷船首方に大傾斜し、12時55分ごろ、右舷船首から海中に没して転覆した。</p> <p>船長及び釣り客は、全員、船外に投げ出され、落水したものの、船長及び釣り客1人が船底にはい上がった。</p> <p>船長は、携帯電話で僚船船長に連絡を取り、約10分後に駆けつけた僚船4隻に全員が救助され、本船も寝屋漁港にえい航された。</p> <p>僚船に救助された釣り客1人は、震えが止まらず、救急車で村上市内の病院へ搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>本船は、後日、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成5年から瀬渡船の船長として1人で乗り組み、春から秋にかけて月5回から6回、寝屋漁港周辺の岩場に瀬渡しを行っていた。</p> <p>船長は、本船の旅客の最大搭載人員が5人であったが、本事故当時、岩場の半分ほどが波に洗われ、船体も高波により動揺する状態であったので、6人全員を一度に収容することとした。</p> <p>船長及び釣り客は、全員、膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、僚船船長に救助を依頼後、携帯電話に防水性能がなかったので使用できなくなり、僚船及び漁業協同組合を通じて海上保安庁へ本事故発生が通報された。</p> <p>本船の業務規程において、船長は、海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとることが規定されていた。</p>

*1 「凌波性」とは、波浪中、船舶が波を凌いで航走できる性能のことをいう。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、寝屋漁港南西方沖において、波高約1.5mの磯波が発生している状況下、船長が、前部甲板に釣り客5人が乗り、船首部の乾舷が減少して凌波性が低下した状態で航行したことから、右舷船首方から船首部に波が打ち込み、右舷船首部が海中に没して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、収容された釣り客の釣り道具が後部甲板への通路を塞ぐような状態で置かれていたことから、磯波が発生して船体が動揺するなか、釣り客の後部甲板への移動が困難となり、釣り客5人が前部甲板に留まって船首部の乾舷が減少して凌波性が低下したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、岩場の半分ほどが波に洗われ、船体も高波により動揺する状態であったことから、旅客の最大搭載人員が5人であったものの、6人の釣り客全員を収容したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、寝屋漁港南西方沖において、波高約1.5mの磯波が発生している状況下、船長が、前部甲板に釣り客5人が乗り、船首部の乾舷が減少して凌波性が低下した状態で航行したため、右舷船首方から船首部に波が打ち込み、右舷船首部が海中に没して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬渡船の船長は、凌波性を確保できるよう、釣り客の収容の都度、収容援助に必要な人員以外、速やかに後部甲板に移動させ、釣り道具で通路を塞ぐことのないよう指示を行うこと。 ・ 瀬渡船の船長は、天候が悪化した場合、自船の最大搭載人員及び航行性能等を考慮の上、無理をせず、必要があれば、ためらうことなく、救助機関の出動を要請すること。 ・ 船長は、防水型の携帯電話を所持すること。

付図1 事故発生場所概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図（New pec）使用